

表 15-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の 名称		基本計画(平成22年8月10日決定) 部変更 平成24年4月19日一部変更
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対 象等	 ○ 平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間 ○ 事業評価(公共事業) 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価(研究開発) ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 事業評価(規制) 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策 ○ 事業評価(租税特別措置等) 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に
	3 事後評価の対象等	係る政策 ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全て 総合評価 実施計画において示すこととする。 事業評価(公共事業) ・ 期中の評価 (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業 (2) また、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業。ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施 事業評価(研究開発) ・ 期中の評価 (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題ので、未着手の研究開発課題を受けて都道府県で、未着手の研究開発課題を受けておる場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。

	・ 終了時の評価 以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円上のものを対象とする。 (1)独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究発課題 (2)国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機において実施される研究開発課題 (3)研究制度 (3)研究制度 事業評価(租税特別措置等)政策評価に関する基本方針により評価を行うこととされた人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の税特別措置等に係る政策 4 政策評価の結果の政策への反 「実績評価にあっては政策分野主管課が、総合評価にあってはでで記事をある。大学等に対しております。	だ 幾 法政租 評課
	映が、研究開発の事業評価にあっては農林水産技術会議事務局が、規制の事前評価にあっては法令所管課が、租税特別措置等事業評価にあっては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果これに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策で反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する 大臣官房評価改善課(以下「評価改善課」という。)は、政評価結果反映状況案について審査する。評価改善課長は、必要応じて調整部局(予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関る省全体の調整を担当する課をいう。)、各局庁の政策分野当課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。 評価改善課は、評価結果の反映状況について審査をした後、れを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。 おお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策で反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究関定対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施設制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むのとする。 また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策浴が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化す	・等果/。女要関主党 、 / 密策含 夬と」(表でのとの 策にす管特 そ の課・む 定と予評
	5 国民の意見・要 ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口望を受けるため の窓口の整備 いても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける。 ロを開設し、常時受け付ける。	は、 こお
実施計画の 名称	平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画(平成 24 年 4 月 19 日決定)	
実施計画の 主な規定内 容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計 ○ 実績評価:16 政策分野 画期間内に対象としようとする政策(法第7条 第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式 ○ 事業評価:公共事業(64 場 及び66 事業) 2 研究課題 8 政策(租税 特置等) ○ 総合評価:1 課題	也区 寺別
	 2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及び ○ 未了:公共事業(15地区及口に区分されるもの) 5事業) 3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分 該当する政策なしされるもの) 	文び <u></u>
<u> </u>		

表 15-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

	評価の対象と うとした政策 3分	評価実施件数	政策評価の結 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前	介評価	事業評価方式:18公共 事業(108事業実施地 区) <24年度新規地区採択要 求事業:7地区> 〔表15-3-ア〕 <25年度事業着手要求事	事業着手又は新 規地区採択は妥 当	108	評価結果を踏まえ、概算要 求又は新規採択を行う	108		
		業:101地区> 〔表15-3-イ~カ〕			〈概算要求及び機構・定員要求へん (概算要求に反映 22件)			
		事業評価方式: 7研究 開発課題 〔表15-3-キ〕	新規実施は妥当	7	評価結果を踏まえ、概算要求を行った 〈概算要求及び機構・定員要求へん			
		事業評価方式: 1 研究 制度 [表15-3-2]	新規実施は妥当	1	(概算要求に反映 7件) 評価結果を踏まえ、概算要 求を行った 〈概算要求及び機構・定員要求への	1 の反映〉		
		事業評価方式: 1件 (規制) 〔表15-3-ケ〕	規制の新設・改正は妥当	1	(概算要求に反映 1件) 評価結果を踏まえ、改正案 のとおり閣議決定した	1		
		事業評価方式:14件 (租税特別措置等) [表15-3-コ]	税制改正要望を 行うことは妥当	14	評価結果を踏まえ、税制改 正要望を行った	14		
事後評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 注第7条第2	実績評価方式:16政策 分野 〔表15-3-サ〕	計画変更の上、 継続が妥当	16	十分な要因分析を行った上 で評価結果を平成 25 年度概 算要求等に反映した 【改善・見直し】	16		
	項第1号)				政策の重点化等 政策の一部の廃止、休止 又は中止 〈概算要求及び機構・定員要求へん (概算要求に反映 16件)			
		実績評価方式: 2 成果 重視事業 〔表15-3-シ〕	目標の達成に向 けて順調に進捗 等	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き 推進する 【引き続き推進】	1		
			今後、成果の検 証を実施等	1	2 既に事業が終了しているため、概算要求は行わないが、 得られた成果を今後の取組に 活用する	1		
		事業評価方式(期中): 9公共事業(49事業実 施地区) 〔表15-3-ス~タ〕	継続が妥当	34	1 評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】 2 評価結果を踏まえ、計	34 15		
			計画変更の上、 継続が妥当	15	と 計画相来を聞まれ、引 画の見直しを実施する 【改善・見直し】	10		
		事業評価方式 (完了後): 35公共事業 (179 事業実施地区) [表15-3-チ~ト]	実施は妥当	179	評価結果を踏まえ、今後の 改善方針を策定する	179		
		事業評価方式:5研究 開発課題 〔表15-3-ナ〕	予想以上の成果 をあげた	5	評価結果を今後の研究開発 課題の企画・立案に適切に 反映するとともに、成果の	5		

政策評価の対象と しようとした政策 の区分		評価実施件数	政策評価の結り の内訳別件数	R	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
					普及・実用化を推進する			
		事業評価方式: 22租税 特別措置等 〔表15-3-二〕	継続が妥当	22	評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】	22		
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	_	-	_	_		
	未了	事業評価方式(期中):	継続が妥当	93	1 評価結果を踏まえ、引	93		
	(法第7条第2 項第2号ロ)	6公共事業(103事業実 施地区)	計画変更の上、	7	き続き実施する 【引き続き推進】			
		〔表15-3-ス~タ〕	継続が妥当		2 評価結果を踏まえ、計	8		
			計画変更の上、	1	画の見直しを実施する 【改善・見直し】			
			年度内に完了が 妥当 		3 評価結果を踏まえ、中 止する	2		
			中止が妥当	2	【廃止、休止、中止】			
					< 概算要求及び機構・定員要求への (概算要求に反映 9件)			
	その他の	事業評価方式:1研究	概ね目的を達成	1	評価結果を今後の研究開発	1		
	政策	制度	した		課題の企画・立案に適切に			
	(法第7条第2項 第3号)	〔表15-3-ヌ〕			反映するとともに、成果の 普及・実用化を推進する			
	21011)							

- (注) 1 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。
 - 2 「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」では、1 政策について総合評価方式により評価することとしていたが、評価に遅れが生じているため平成 25 年度に評価を実施する。
 - 3 「平成23年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、研究開発課題3課題について平成23 年度に事後評価を実施したが、評価書の公表が平成24年4月となったため、平成24年度評価実 施件数に含めて記載している。
 - また、「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」で、研究開発課題2課題を事後評価対象課題として定めており、平成24年度評価実施件数に含めて記載している。
 - 4 事後評価のうち、その他の政策とした研究制度1制度については、予定より事業終了年度が早まったことにより、法第7条第2項第3号に該当するものとして、平成24年度に評価を実施した。

表 15-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1)事業評価方式を用いて、平成24年度に新規地区採択を要求している以下の3事業(7地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成25年2月26日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ア 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策(農業農村整備事業補助事業)

No.	評 価 対 象 政 策
1	農業競争力強化基盤整備事業(補助)(5地区)
2	農業水利施設保全合理化事業(補助)(1地区)
3	農村地域防災減災事業(補助)(1地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(1)参照。
- (2) 事業評価方式を用いて、平成25年度に事業着手を要求している以下の3事業(15地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年1月29日に「公共事業 の事業評価書(国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策(国営土地改良事業)

No.		評 価 対 象 政 策
1	国営かんがい排水事業(直轄)	(11 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄)	(3地区)
3	国営総合農地防災事業(直轄)	(1地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表 15-4-(2)参照。
- (3) 事業評価方式を用いて、平成25年度に新規地区採択を要求している以下の4事業(43地区)を対象として評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業補助事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-ウ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策(農業農村整備事業等補助事業)

No.	評 価 対 象 政 策
1	農業競争力強化基盤整備事業(補助)(24 地区)
2	農業水利施設保全合理化事業(補助)(8地区)
3	震災対策農業水利施設整備事業(補助)(4地区)
4	農村地域防災減災事業(補助)(7地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(3)参照。
- (4) 事業評価方式を用いて、平成25年度に事業着手及び新規地区採択を要求している以下の5 事業(28地区)を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日、平成25年3月

29日及び5月15日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の事前評価)」として公表。

表 15-3-エ 事業着手及び新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策 (林 野公共事業)

No.	評 価 対 象 政 策
1	国有林直轄治山事業(直轄)(3地区)
2	民有林直轄治山事業(直轄)(2地区)
3	民有林補助治山事業(補助)(2地区)
4	森林環境保全整備事業(直轄)(18 地区)
5	水源林造成事業(独法)(3地区)

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表15-4-(4)参照。

(5)事業評価方式を用いて、平成25年度に事業着手を要求している以下の1事業(4地区)を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成24年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-オ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策(水産関係公共事業)

	 	1.5144	, _			U , ,	_	,,,,,			3 - 13-3	# 1 m 0 /C > X > X	(, , , , ,	<u> </u>	> \ 1 · > \ /
No.						評	価	対	象	政	策				
1	漁港漁	1 場 整 / 偏 5	丰業	(直轄)	(4	地区)									

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表 15-4-(5)参照。

(6) 事業評価方式を用いて、平成25年度に新規地区採択を要求している以下の5事業(11地区)を対象として評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「平成24年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 15-3-カ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策(水産関係公共事業)

	* /
No.	評 価 対 象 政 策
1	水産流通基盤整備事業(補助)(5地区)
2	漁港施設機能強化事業(補助)(1地区)
3	水産環境整備事業(補助)(1地区)
4	水産生産基盤整備事業(補助)(3地区)
5	海岸保全施設整備事業(補助)(1地区)

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表 15-4-(6)参照。

(7) 事業評価方式を用いて、平成25年度において新規実施等を予定している総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題7課題を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「研究開発の事業評価書(事前評価)」として公表。

表 15-3-キ 新規実施を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	農林水産資源を活用した新需要創出プロジェクト
2	国産農産物の革新的低コスト実現プロジェクト
3	水産業再生プロジェクト
4	再生可能エネルギープロジェクト

- 5 気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト
- 6 食品の安全性と動物衛生の向上のためのプロジェクト
- 7 ゲノム情報を活用した農畜産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト
- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(7)参照。
- (8) 事業評価方式を用いて、平成25年度において新規実施を予定している総事業費10億円以上の1つの研究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「研究開発の事業評価書(事前評価)」として公表。

表 15-3-ク 新規実施を予定している研究制度を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(8) 参照。
- (9) 規制の新設又は改廃に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年3月1日に「規制の事前評価書」として公表。

表 15-3-ケ 規制を対象として事前評価した政策

N	0.	評 価 対 象 政 策
-	1	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に基づく特定増殖事業 を行う場合の手続の特例

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表 15-4-(9)参照。
- (10) 租税特別措置等に係る以下の14政策を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 15-3-コ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策
1	特定農産加工品生産設備等の特別償却(米穀の新用途への利用の促進に関する法律)
2	農業経営基盤強化準備金及び準備金を活用して農用地等を取得した場合の課税の特例
3	特定地域における工業用機械等の特別償却(振興山村として指定された地区)
4	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
5	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度の延長
6	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
7	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の延長(奄美群島)
8	技術研究組合の所得計算の特例
9	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
10	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
12	金融商品取引法等の一部改正に伴う所要の税制措置
13	商業・サービス中小企業活性化税制
14	農林水産業等の税制対応を円滑化するための特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表15-4-(10)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを20政策分野に分類し、そのうち以下の16の政策分野について評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成23年度実施政策の評価書」として公表。

表 15-3-サ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	食の安全と消費者の信頼の確保	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
3	食品産業の持続的な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
5	優良農地の確保と有効利用の促進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
8	農業・農村における6次産業化の推進	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における 農業の振興	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
11	森林の有する多面的機能の発揮	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
12	林業の持続的かつ健全な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
13	林産物の供給及び利用の確保	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
14	水産資源の回復	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
15	漁業経営の安定	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し
16	漁村の健全な発展	計画変更の上、 継続が妥当	改善・見直し

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(11)参照。

(2) 実績評価方式を用いて、「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の2つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「平成23年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 15-3-シ 実績評価方式により事後評価した政策(成果重視事業)

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	今後、成果の検 証を実施等	_
2	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	目標の達成に向 けて順調に進捗 等	引き続き推進

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表15-4-(12)参照。

(3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から5年が経過した以下の1事業(7地 区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「公共事業の事業評価 [期中の評価](国営土地改良事業等再評価)評価書」として公表。

表 15-3-ス 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業(直轄)(7地区)	継続が妥当(6 地区) 計画変更の上、 継続が妥当(1 地区)	引き続き推進(6 地区) 改善・見直し(1 地区)

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(13)参照。

(4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業及び事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年が経過した以下の 2 事業 (9地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価(農業農村整備事業等補助事業の期中の評価)」として公表。

表 15-3-セ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	農業競争力強化基盤整備事業(補助)(6地区)	継続が妥当(6 地区)	引き続き推進(6 地区)
2	農地保全事業(補助)(3地区)	継続が妥当(3 地区)	引き続き推進(3 地区)

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(14) 参照。

(5) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業又は事業計画の変更を行うこととしたため、期中の評価を実施することとした以下の5 事業 (37 地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表。

表 15-3-ソ 林野公共事業を対象として事後評価した政策 (期中)

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	国有林直轄治山事業(直轄)(1地区)	継続が妥当(1 地区)	引き続き推進(1 地区)
2	民有林直轄治山事業(直轄)(2地区)	継続が妥当(1 地区) 計画変更の上、 継続が妥当(1 地区)	引き続き推進(1 地区) 改善・見直し(1 地区)
3	直轄地すべり防止事業(直轄)(2地区)	計画変更の上、 継続が妥当(2 地区)	改善・見直し(2 地区)
4	水源林造成事業(独立行政法人事業)(27 地区)	継続が妥当(18 地区) 計画変更の上、 継続が妥当(9 地区)	引き続き推進(18 地区) 改善・見直し(9 地区)
5	民有林補助治山事業(補助)(5地区)	継続が妥当(3 地区) 計画変更の上、 継続が妥当(2 地区)	引き続き推進(3 地区) 改善・見直し(2 地区)

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(15)参照。

(6) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年が経過した事業及び漁業情勢の変化等により見直しが生じた以下の4事業(99地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「平成24年度水産関係公共事業の期中評価書」として公表。

表 15-3-タ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策 (期中)

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業(直轄)(7地区)	継続が妥当(1 地区) 計画変更の上、 継続が妥当(6 地区)	引き続き推進(1 地区) 改善・見直し(6 地区)
2	水産流通基盤整備事業(補助)(43 地区)	継続が妥当(40 地区) 計画変更の上、 継続が妥当(1 地区) 計画変更の上、 24 年度で完了 が妥当(1地区) 中止が妥当(1 地区)	引き続き推進(40 地区) 改善・見直し(2 地区) 中止(1地区)
3	水産環境整備事業(補助)(1地区)	継続が妥当(1 地区)	引き続き推進(1 地区)
4	水産生産基盤整備事業(補助)(48地区)	継続が妥当(47 地区) 中止が妥当(1	引き続き推進(47 地区) 中止(1地区)

地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(16)参照。
- (7) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね5年を経過した総事業費10億円以上の8事業 (17地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表 15-3-チ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評 価 対 象 政 策
1	国営かんがい排水事業(直轄)(6地区)
2	畑地帯総合土地改良パイロット事業(直轄)(2地区)
3	国営農用地再編整備事業(直轄)(2地区)
4	国営総合農地防災事業(直轄)(1地区)
5	直轄地すべり対策事業(直轄)(3地区)
6	直轄海岸保全施設整備事業(直轄)(1地区)
7	農用地総合整備事業(独立行政法人事業)(1地区)
8	水資源機構かんがい排水事業(独立行政法人事業)(1地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表15-4-(17)参照。
- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5年を経過した以下の 14 事業 (86 地区) を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 25 年 5 月 15 日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表。

表 15-3-ツ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評 価 対 象 政 策
1	かんがい排水事業(補助)(5地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(19 地区)
3	畑地帯総合整備事業(補助)(11 地区)
4	農道整備事業(補助)(9地区)
5	農業集落排水事業(補助)(11 地区)
6	農村総合整備事業(補助)(2地区)
7	農村振興総合整備事業(補助)(5地区)
8	中山間地域総合整備事業(補助)(10 地区)
9	農地防災事業(補助)(2地区)
10	農地保全事業(補助)(1地区)
11	農村環境保全対策事業(補助)(1地区)
12	海岸環境整備事業(農地)(補助)(2地区)
13	草地畜産基盤整備事業(補助)(4地区)
14	畜産環境総合整備事業(補助)(4地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表15-4-(18)参照。
- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費 10億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5年を経過した以下の7事業(43地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成24年9月7日及び25年5月15日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 15-3-テ 林野公共事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評 価 対 象 政 策
1	国有林直轄治山事業(直轄)(2地区)
2	民有林直轄治山事業(直轄)(4地区)
3	森林環境保全整備事業(直轄)(3地区)
4	緑資源幹線林道事業(独立行政法人事業)(1地区)
5	民有林補助治山事業(補助)(11 地区)
6	森林環境保全整備事業(補助)(6地区)
7	森林居住環境整備事業(補助)(16 地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表 15-4-(19)参照。
- (10) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5年を経過した以下の5事業 (33 地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成25年5月15日に「公共事業の事業評価書(水産関係公共事業の完了後の評価)」として公表。

表 15-3-ト 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評 価 対 象 政 策
1	地域水産物供給基盤整備事業(補助)(9地区)
2	広域水産物供給基盤整備事業(補助)(5地区)
3	海岸保全施設整備事業(補助)(5地区)
4	海岸環境整備事業(補助)(4地区)
5	漁村総合整備事業(補助)(10 地区)

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表15-4-(20)参照。
- (11) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末及び平成 25 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 5 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 24 年4月6日及び平成 25 年 3 月 29 日に「研究開発の事業評価書」として公表。

表 15-3-ナ 研究課題を対象として事後評価した政策(終了時)

No.	評 価 対 象 政 策	
1	鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫等の効率的なリスク低減技術の開発	
2	生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発	
3	新農業展開ゲノムプロジェクト	
4	農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発	
5	生物の光応答メカニズムの解明と省エネルギー、コスト削減技術の開発	

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(21) 参照。
- (12)「平成24年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の22政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成24年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表 15-3-二 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評 価 対 象 政 策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
2	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
3	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
4	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (土地 改良事業)	継続が妥当	引き続き推進
5	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合 の譲渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
6	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲 渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
7	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲 渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
8	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲 渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
9	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲 渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
10	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲 渡所得の特別控除	継続が妥当	引き続き推進
11	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲 渡所得の特別控除(林地保有の合理化)	継続が妥当	引き続き推進
12	転廃業助成金等に係る課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
13	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
14	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
15	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
16	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
17	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
18	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
19	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	継続が妥当	引き続き推進
20	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
21	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	継続が妥当	引き続き推進
22	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	継続が妥当	引き続き推進

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html) の表 15-4-(22) 参照。

(13) 事業評価方式を用いて、平成 24 年度末をもって終了する総事業費 10 億円以上の 1 つの研 究制度を対象として評価を実施し、その結果を平成 25 年 3 月 29 日に「研究制度の事業評価 書」として公表。

表 15-3-ヌ 研究制度を対象として事後評価した政策(終了時)

No.	評 価 対 象 政 策
1	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

⁽注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/72634.html)の表15-4-(23)参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成24年度に公表された評価に係るもの 大目標 中目標 政策分野 (使命) 適食 切料 なの (1) 食の安全と消費者の信頼の確保 保安 存定 (2) 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 • 供 1 食料の安定供給の確保 管給 食品産業の持続的な発展 (3) 理の 等確 総合的な食料安全保障の確立 (4) を保 通 じ農 · `林 国水 (5) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 民産 生業 優良農地の確保と有効利用の促進 (6) 活の 2 農業の持続的な発展 の発 (7) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 安展 定 (8) 持続可能な農業生産を支える取組の推進 向農 上山 と漁 国村 民の (9) 農業・農村における6次産業化の推進 経振 3 農村の振興 (10) 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興 済興 の 健農 (11) 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全 全業 なの 発多 展面 (12) 森林の有する多面的機能の発揮 を的 4 森林の有する多面的機能の発揮 図機 と林業・木材産業の持続的かつ健 (13) 林業の持続的かつ健全な発展 る能 全な発展 ∘ တ (14) 林産物の供給及び利用の確保 発 揮 森 林 (15) 水産資源の回復 の 水産物の安定供給と水産業の健 保 (16) 漁業経営の安定 全な発展 続 培 (17) 漁村の健全な発展 養 ح 森 林 (18) 農林水産分野の研究開発 生 産 力 (19) 農林水産分野の地球環境対策 の 6 横断的に関係する政策 増 (20) 政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進 進 (21) 農林水産行政の適切・効率的な実施 水 産 資 源 の

(注)政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/24seisaku_yosan.pdf)参照